

令和6年度 あいさいさん祭り 一般協賛募集要項

あいさいさん祭りへの趣旨に賛同し、ご協賛いただける企業・団体・個人を募集します。

1. 協賛の種類

(1) 資金協賛

用途を特定せず、全体的な経費に充当する現金の提供（1口：5千円）

(2) 物品協賛

別途相談させていただきます。

内容によっては、数量の変更等やお断りをさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※菓子まき協賛は、本募集要領とは別の『菓子まき協賛募集要項』により別で取扱いをします。

2. 協賛の特典

(1) 開催当日、来場者に配布する「会場案内パンフレット」に企業等名称を掲載します。

(2) 開催当日、会場にて企業等名称を掲載します。

(3) 愛西市ホームページに、企業等名称を掲載します。

(4) 5万円以上の資金協賛者で出店を希望される場合は、先着順であいさいさん祭り会場に出店できます（出店の応募が別途必要です。裏面の「協賛企業・団体出店者募集要項」をご確認ください。）。

3. 申出方法

別紙「あいさいさん祭り一般協賛申出書（資金・物品）」にご記入の上、あいさいさん祭り実行委員会事務局に直接ご持参いただくか、郵送、FAX又はメール送付によりお申し出ください。

なお、5万円以上の資金協賛者で出店希望の場合は、別紙「あいさいさん祭り出店応募用紙（一般協賛特典）」を提出してください。

4. 募集期間

令和6年6月3日（月）から令和6年8月30日（金）まで

5. 協賛金納付方法

申出書受理後に、納付のご案内をします。

6. 協賛申出書の不受理等

あいさいさん祭り実行委員会は、申出者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しないことがあります。その際には、申出者に対しその旨を通知します。

(1) あいさいさん祭りを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがある企業等からの申し出

(2) 法令又は公序良俗に反する企業等からの申し出

(3) その他あいさいさん祭り実行委員会が不相当と判断する場合

7. その他

荒天等やむを得ない事情によりあいさいさん祭りが中止となった場合は、原則返金します。

協賛金を振り込みされる場合の振り込み手数料は、申出者にご負担いただきます。

8. 問い合わせ先

〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

愛西市役所 市民協働課内 あいさいさん祭り実行委員会事務局

〔電話〕0567-55-7113（ダイヤルイン）

〔FAX〕0567-26-5515

〔E-mail〕kyodo@city.aisai.lg.jp